

○南あわじ市議会議員政治倫理条例

平成17年6月30日

条例第249号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる南あわじ市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

- 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、常に市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。
- 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚をもち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

- 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 市(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。以下同じ。)が行う許可、認可又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
 - (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (5) 市職員の採用、昇格、異動に関して推薦若しくは紹介をしないこと。
 - (6) 市から活動、運営に対する補助、助成を受けている団体等の長に就任しないこと。
 - (7) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 2 議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の調査請求)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する市民(第9条第2項において「有権者」という。)は、議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、調査請求書にこれを証する資料(違反があると疑うに足りる疎明)を添えて、議長に調査を請求することができる。

(1) 第3条に規定する政治倫理基準

(2) 第12条に規定する請負契約等に関する遵守事項

2 議長は、前項の規定による調査請求を受理したときは、南あわじ市政治倫理審査会条例(平成17年南あわじ市条例第245号。以下「審査会条例」という。)の規定に基づき設置される南あわじ市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)による調査を求めため、調査請求書及び添付資料の写しを市長に直ちに送付しなければならない。

(調査報告書の公表等)

第5条 議長は、審査会条例第6条第3項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その調査結果を議員協議会において報告するとともに、その要旨を速やかに公表し、その内容を前条第1項の規定による請求をした市民に通知しなければならない。

2 前項の規定による調査報告書の写しは、議長において調査報告書の送付を受けた日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の写しの閲覧を請求することができる。

(議員の協力義務)

第6条 議員は、審査会条例第7条第1項の規定による求めがあったときは、資産に関する資料その他必要な資料を提出しなければならない。

2 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

3 議長は、審査会条例第7条第4項の規定により市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表するものとする。

(議員及び議会の措置)

第7条 議員は、自己に関する調査報告書において、その行為が政治倫理基準等に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 南あわじ市議会(以下「議会」という。)は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないとき又は議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められるときは、

必要な措置を講ずることができる。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第8条 議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による逮捕後、引続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明するものとする。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第9条 議員は、職務関連犯罪による起訴後、引続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

2 市民は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、有権者50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。

3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあっては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に、行わなければならない。

4 議長は、第2項の規定による開催請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し釈明をしなければならない。

5 市民は、説明会において当該議員に質問することができる。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)

第10条 前条の規定は、議員が前条の罪による第一審有罪判決の宣告を受け、なお引続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第11条 議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議員は、市民全体の代表者として品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

(市工事等に関する遵守事項)

第12条 議員の配偶者、2親等以内又は同居の親族及び議員が役員をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市

が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約(以下「請負契約等」という。)を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

- 2 前項の規定は、請負契約等を締結した企業との間の下請工事、業務委託及び一般物品納入について準用する。
- 3 第1項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの5パーセント以上を出資している企業
 - (2) 議員が年額60万円以上の報酬(住宅、車両、その他の便宜供与を含む。)を受けている企業
 - (3) 議員がその経営方針に関与している企業
 - (4) 議員が当該企業の役員と同程度の執行力と責任を有する企業
- 4 前3項に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者又は関係企業の辞退届を提出しなければならない。
- 5 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に、議員の任期中に第1項から第3項までの規定に該当することとなった場合はその日から30日以内に議長に提出するものとする。
- 6 議長は、議員から辞退届があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。
- 7 市長は、前2項の規定による辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に議員であるものに対する第12条第5項の規定の適用に当たっては、「任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

附 則(平成20年条例第50号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。